

まなびばサポーター(会計年度任用職員)募集要項

鎌倉市立小中学校の校内フリースペース※における児童生徒の学習活動の支援等に従事する会計年度任用職員を募集します。

校内フリースペース※…不登校未然防止及び不登校児童生徒支援を目的として、令和6年度から令和8年度にかけて全ての鎌倉市立小中学校内に整備されるスペースを指します。

身 分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員
職 種	まなびばサポーター
募集人数	Aパターン 2名程度、 Cパターン 9名程度
勤務内容	勤務先の市立小中学校の校長の監督のもと、主に校内フリースペースに通室する児童生徒を対象に、次に掲げる業務に従事します。 (1) 児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりに関すること。 (2) 学習活動の支援に関すること。 (3) 生活の支援に関すること。 (4) 安全確保に関すること。 (5) 支援にかかる情報共有に関すること。 (6) その他必要に応じて所属長又は学校長が指示すること。
応募資格	校内フリースペースに通室する児童生徒の支援に意欲のある人。 ※教育職員免許や心理に関する資格を所持している場合や、児童生徒の支援の経験がある場合は「なお可」とします。 ※次のいずれかに該当する場合は、受験できません。 (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
任用期間	令和7年(2025年)9月1日から令和8年(2026年)3月31日まで (5年を限度として、更新の場合あり)
勤務日数	Aパターン：1の年度につき205日を超えない範囲内(週5日程度勤務) Cパターン：1の年度につき102日を超えない範囲内(週2～3日程度勤務)
勤務日	学校と調整して決定(原則として土・日・祝日・夏休み等の長期休業日を除く)
勤務時間	午前8時15分～午後5時の範囲の中の6時間30分 (休憩時間1時間を除く)
勤務場所	鎌倉市立小中学校(勤務校は選べません)
報酬額	時給 1,250円(令和7年(2025年)4月23日現在) その他、期末勤勉手当の支給あり

交 通 費	自宅から勤務地までが片道 2.0km 以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償、自転車等の場合は、使用距離に応じた額を支給)
休 暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇等
加 入 保 険	A パターン：社会保険・雇用保険の適用 <u>あり</u> C パターン：社会保険・雇用保険の適用 <u>なし</u> ※労働者災害補償の適用あり
申 込 方 法	所定の申込書に記入し、持参又は郵送してください。 <u>郵送の場合は「特定記録」など配達記録を確認できる方法での郵送を推奨します(郵送中の事故等による未着等については一切の責任を負いかねます)。</u> ※申込書は、鎌倉市ホームページでダウンロードできるほか、各支所及び学びみらい課窓口で配布しています。 令和 7 年 (2025 年) 6 月 13 日 (金) 必着 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市役所第 4 分庁舎 2 階 鎌倉市教育委員会 教育文化財部 学びみらい課 電話：0467 (61) 3826 (平日の 9 時～12 時及び 13 時～17 時)
選考方法	①一次試験(書類選考)：申込書による書類審査 ②二次試験(面接選考)：令和 7 年 (2025 年) 7 月 10 日 (木) 又は 11 日 (金) ※一次試験結果通知(6 月 25 日頃郵送予定)で一次試験合格者に面接時間等の詳細を連絡します。二次試験結果(最終合格結果)は、試験後 2 週間程度で郵送にて連絡します。
合 格 か ら 採 用 ま で	1 最終合格者は、会計年度任用職員採用候補者名簿に成績順に登載され、令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日以降の採用となります。 2 採用候補者名簿登載の有効期限は、令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日から令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日までです。 3 合格者が採用予定人数を超えた場合は、名簿登載有効期限内に新たに採用の必要が生じた際に、名簿登載者の上位から採用します。<u>(必ず任用があるとは限りません。)</u> 4 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。
そ の 他	受験の際に提出された書類はお返しできません。 不明点については学びみらい課までお問い合わせください。 TEL 0467 (61) 3826 (平日の 9 時～12 時及び 13 時～17 時)